

当医院からのご案内

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■歯科初診料の注1に規定する基準（歯初診）

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■歯科治療時医療管理料加算（医管）

患者様の歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

■口腔粘膜処置（口腔粘膜）

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

■歯科技工士連携加算1（歯技連1）

患者さんの補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。

■CAD/CAM 冠（歯 CAD）

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

■歯科技工加算（歯技工）

歯科技工士を配置していて歯科技工室および歯科技工に必要な機器を整備しており、患者の求めに応じて迅速に有床義歯を修理する体制が整備されています。

■レーザー機器（手光機）

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

■クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

医療法人 橋本歯科クリニック 管理者（院長）：橋本 和幸